

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人子育て家庭保育看護協会
団体所在地	奈良県香芝市瓦口 2069 - 3 スペチアーレ五位堂Ⅱ - Q号室
活動の開始年月	2021年 4月
法人格	あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	令和5年 11月 16日 所轄：奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の 連携・支援 26. その他 ( )
主な活動対象地域	香芝市・橿原市・河合町・広陵町・田原本町
現在の活動内容	【こども家庭支援事業】 産前産後の家庭へ赴き、家事支援・育児支援等を行っている。 【多胎家庭支援に関する人材育成事業】 多胎ピアサポーター及び多胎支援バディの人材育成を行っている。 【健康増進に関する事業】 香芝市と田原本町にて「多胎サークル」を開催している。 【教育に関する事業】 聖バルナバ助産師学院及び学校法人西大和学園白鳳短期大学にて「地域母子保健」特別講義を行っている。 個人会員数 10人； 団体会員 団体：専従職員 1人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	2021年11月 「田原本町育児ヘルパー派遣事業」受託 2022年4月 「なら多胎ネット」設立 2022年6月 田原本町すこやかひろばにて 多胎サークル定期開催開始 2022年6月 「香芝市まちづくり提案活動支援事業」採択 2022年8月 学校法人西大和学園白鳳短期大学にて「地域母子保健」特別講義 2022年9月 「香芝市まちづくり提案活動支援事業」追加募集採択 2022年10月 聖バルナバ助産師学院にて「地域母子保健」特別講義
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	多胎支援については、妊娠・出産包括支援事業の多胎妊婦等支援(産前・産後サポート事業の一部)でありながら、奈良県での実施自治体は極めて少なく、支援体制の構築が急がれる。多胎家庭は、妊娠期からの身体的負担や経済的不安に加え、コミュニティや支援者が少ないため孤立感が増大し多胎家庭にかかる負担は大きくなる。当団体は、奈良県内全ての多胎家庭の妊娠期と出産後の全戸訪問を目標としている。妊娠期から、出産後も継続的な支援を行うことで、虐待や産後うつ等の早期発見につながると思う。寄附を活用して、多胎ピアサポーター(多胎ピアサポーターとは多胎児を出産・育児した経験のある人)多胎支援バディ(多胎支援をしたい人)を養成するための講座内容及び運営を充実させ、多胎支援を奈良県内全域に拡充していく。

(様式第3号)

令和5年12月25日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名：特定非営利活動子育て家庭保育看護協会

役 職 名	氏 名	住 所
代表理事	恵川 典子	[Redacted]
副理事長	平山 照巳	
理事	今川 文江	
理事	笹本 玲奈	
監事	草川 克子	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子育て家庭保育看護協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市内に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を大阪府阪南市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、こども基本法の対象となる家庭に対して、包括的な支援に関する事業を行い、心身共に健全やかな子育て環境の整備と向上に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6)国際協力の活動
- (7)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8)子どもの健全育成を図る活動
- (9)情報化社会の発展を図る活動
- (10)経済活動の活性化を図る活動
- (11)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① こども家庭支援事業
  - ② 多胎家庭支援に関する人材育成事業
  - ③ 健康増進に関する事業
  - ④ 教育に関する事業
  - ⑤ そのほか、第3条の目的を達成するための事業
- (2) その他の事業
  - ① 不要物品等のバザー事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、企画・運営を担う個人
- (2) 賛助会員
- ①一般賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支える個人
- ②多胎支援賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を応援する個人
- ③企業・法人会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を応援する企業・法人

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～10人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副理事長とする。

### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。  
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリもしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更に関する事項
- (2) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額に関する事項
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。



2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

#### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

#### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項 (役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 抛出金品の不返還

(抛出金品の不返還)

第 54 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 11 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 恵川典子

副理事長 平山照巳  
理事 今川文江  
同 笹本玲奈  
監事 草川克子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員：入会金 0 円、年会費 5,000 円

(2) 賛助会員

①一般賛助会員：入会金 0 円、年会費一口 1,000 円（一口以上）

②多胎支援賛助会員：入会金 0 円、年会費一口 500 円（一口以上）

③企業法人会員：入会金 0 円、年会費一口 30,000 円（一口以上）

## 令和4年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

任意団体 時の名称

Mommy's Place

### 1 事業の成果

産前・産後ケア事業として、居宅訪問型育児支援を行うことで、妊娠期から育児期の家庭に、日常生活に即した伴走型支援を提供した。令和4年4月には「なら多胎ネット」を設立し、多胎家庭に特化した支援活動を開始した。6月には香芝市まちづくり提案活動支援事業行政連携型開始。10月には、香芝市まちづくり提案活動支援事業市民提案型を開始し、自治体と連携した支援体制を構築することで地域母子保健に貢献している。

また、8月には学校法人西大和学園白鳳短期大学において「地域母子保健」特別講義を行い、10月には聖バルナバ助産師学院において「地域母子保健」特別講義を行った。助産学生を対象に、地域における産前・産後ケアの現状と課題について講義を行った。

### 2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業収益(千円)
産前・産後ケア事業	居宅訪問型育児支援	令和4年4月1日～令和5年3月31日	香芝市 大和高田市	1名	3名	36
	田原本町育児ヘルパー派遣	令和4年4月1日～令和5年3月31日	田原本町	1名	1名	256
	講義	令和4年8月 令和4年10月	学校法人西大和学園白鳳短期大学  聖バルナバ助産師学院(大阪市)	1名	令和4年度20名	32

任意団体時の名称

# Mommy's Place令和4年度決算報告書

(2022年4月1日～2023年3月31日)

## 1. 収入の部

(単位=円)

項目	金額	概要
助成金	100,000	近畿ろうきんNPOアワード
自己資金	2,874,456	
事業収入	324,000	産後ケア事業
合計	3,298,456	

## 2. 支出の部

項目	金額	概要
水道光熱費	7,607	
交通費	57,600	
通信費	86,882	
消耗品費	353,599	
減価償却費	109,052	
給料賃金	813,395	
地代家賃	1,062,000	
図書費	10,715	
支払手数料	750,000	
諸会費	43,480	
雑費	4,126	
合計	3,298,456	

きょう生まれた赤ちゃんも

これから生まれてくる赤ちゃんも

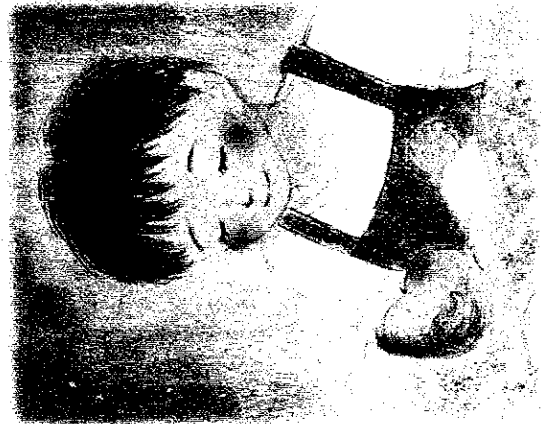
健やかに育つように

たくさん笑顔と笑い声に包まれて

子育てできるように

子育ては一瞬だけど、その一瞬を大切なものとして感じられる世の中になるよう、みなさんと共に歩んでいきます。

代表理事 えがわ のりこ



イラスト：ひらやま てるみ

特定非営利活動法人

## 子育て家庭保育看護協会

特定非営利活動法人

## 子育て家庭保育看護協会



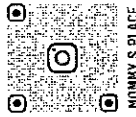
(Mommy's Place)

TEL (FAX) 0745-78-0555

MAIL [mommysplace3@gmail.com](mailto:mommysplace3@gmail.com)

HP <https://mommys.jp>

HP



MOMMY'S PLACE



## 産前産後支援

自宅に伺い、希望される内容に応じた専門職（保育士、助産師、看護師、栄養士、教職員免許所持者、等）が支援します。



## 多胎支援（なら多胎ネット）

専門職と多胎支援スタッフ（多胎ピアサポーター、多胎支援バディ）が自宅に伺い支援します。

- ・多胎サークルについて
- 参加費無料で開催しています。開催日時はHP等をご覧ください。



## 子育て支援

親子のつどいの場を開催しています。  
・開催日時、場所はHP等をご覧ください。

ヤングケアラー支援を行います。

- ・専門職が自宅に伺い家事支援を行います。状況に応じて2人体制で支援を行います。

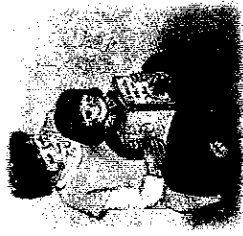
## 募集

親子のつどいの場

- ・リズム遊び、絵本や紙芝居など、ふれ合い遊びをします。開催をご希望される場合は、下記よりお問い合わせください。

スタッフとして支援に携わりたい方

- ・下記よりお問い合わせください。



特定非営利活動法人  
子育て家庭保育看護協会  
(Mommy's Place)

TEL (FAX) 0745-78-0555

MAIL [mommysplace3@gmail.com](mailto:mommysplace3@gmail.com)

HP <https://mommys.jp>

